

○後志広域連合介護のしごとと魅力アップ推進事業要綱

〔 令和8年4月1日 〕
〔 要綱第8号 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、後志広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する学生インターンシップ（「介護のしごとと魅力アップ推進事業」という。）の取組に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、介護・福祉分野のしごとに対する正しい理解の普及啓発を図るとともに、地方部でのしごと・暮らしの体験機会を提供することにより、地域における介護・福祉人材の参入を促進し、介護保険事業の安定的な運営を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第3条 本事業の実施主体は、広域連合とする。

2 本事業の実施を希望する町村（以下「実施町村」という。）は、所定の期間内に広域連合へ申し出るものとする。

3 実施町村は、参加希望する学生等の意向を確認の上、体験プログラム等（以下「プログラム」という。）を作成し、事業を遂行するものとする。

4 実施町村は、作成したプログラムを広域連合が指定する期日までに提出しなければならない。

(事業の内容)

第4条 実施町村は、前条のプログラムの作成にあたり、次に掲げる事項を組み入れるよう努めるものとする。

(1) 介護・福祉職場でのソーシャルワークの視点や実務が学べること。

(2) 地域住民との対話や伝統行事又は地域活動への参加を通じた交流に関すること。

(3) 介護・福祉職場以外の地域の様々な社会資源の把握及び当該地域における「まちの暮らし」の体験に関すること。

(参加対象者)

第5条 参加対象者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 北海道内の社会福祉士、精神保健福祉士等の養成校に在籍する学生で、全日程に参加できる者

(2) その他広域連合長が適当と認める者

(参加者の決定等)

第6条 参加者の選定は、広域連合と実施町村との協議により決定するものとする。

2 前項の規定による決定後であっても、参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、参加の決定を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (2) 心身の故障のため、参加が困難であると認められるとき。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、参加者として不適格な行為又は事由があるとき。

(実施時期及び期間)

第7条 インターンシップは、原則として、学生の夏季休暇等の長期休業期間中に実施するものとし、その期間は3日以上2週間以内とする。

2 具体的な実施日程は、参加者と実施町村との協議の上、決定するものとする。

3 実施時間は、原則として、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の実施町村が定める時間内とする。ただし、実施町村が特に必要と認める場合は、参加者と協議の上、これと異なる設定をすることができる。

(服務等の取扱い)

第8条 参加者は、実施期間中、各教育機関の学生としての身分を保持するとともに、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 前項に該当する場合のほか、参加者が本実施要綱に違反したとき、又はインターンシップを継続しがたい事由が生じたときは、実施期間中であってもインターンシップを中止し、又は打ち切ることができる。

(秘密の遵守)

第9条 参加者は、インターンシップ中に知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らしてはならない。インターンシップの期間が終了した後においても、同様とする。

2 参加者は、実施期間中に作成した資料又は成果等を外部に対して発表し、又は公表しようとするときは、あらかじめ広域連合長の承認を得なければならない。

(災害補償等)

第10条 本事業に係る傷害保険及び賠償責任保険は広域連合が負担する。

2 参加者は、実施期間中に事故等が発生したときは、速やかに広域連合長に報告しなければならない。

3 参加者が故意又は過失により広域連合、実施町村又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(実施報告)

第11条 参加者及び実施町村による実施報告は、広域連合が開催する報告会における発表をもって代えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由等により報告会に出席できない場合又は広域連合長が必要と認める場合は、別途報告書を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。